

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会

(第270回) 議事録

1. 日時 令和6年6月3日(月) 14:00~14:17

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(Web会議システムを併用)

3. 議事

- (1) 座長の選出・座長代理の指名
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

石塚専門委員、石川専門委員、伊吹専門委員、笛吹専門委員、大山専門委員、
小川専門委員、熊本専門委員、桑村専門委員、齋藤専門委員、島田専門委員、
内木専門委員、中西専門委員、平塚専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、五島課長補佐、
久保評価専門官、木庭評価専門職、田村技術参与

5. 配布資料

資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

資料2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会
決定の一部改正について

資料3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」の一部改正について

資料4 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安
全委員会決定)」に係る確認書について

資料5 意見聴取要請(令和6年6月3日現在)

6. 議事内容

○寺谷評価調整官 定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまより第270回「動物用医薬品
専門調査会」を開催します。

私は、事務局、評価調整官の寺谷と申します。

4月1日付で専門委員の選任が行われましたので、座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4月1日付の改選で4名の専門委員が再任されております。御紹介させていただきます。

石塚専門委員でございます。

○石塚専門委員 よろしく申し上げます。

○寺谷評価調整官 同じく、齋藤専門委員でございます。

○齋藤専門委員 よろしく申し上げます。

○寺谷評価調整官 同じく、島田専門委員でございます。島田先生は少々遅れてくるので後ほどですね。

同じく、山本専門委員でございます。

○山本専門委員 よろしく申し上げます。

○寺谷評価調整官 ありがとうございます。

石塚専門委員、齋藤専門委員、島田専門委員、山本専門委員におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今のところ島田先生はいらっしゃっていませんので、13名の専門委員が御出席となっております。

食品安全委員会からは、山本委員長と浅野委員が御出席しております。

事務局からは、私、寺谷と、それから五島課長補佐、久保評価専門官、木庭評価専門職が出席しております。途中から前間評価第二課長、局長の中、事務局次長の及川も参加の予定となっております。

また、異動がありまして、五島課長補佐は4月1日付で着任しておりますので、一言御挨拶させていただきます。

○五島課長補佐 4月に着任いたしました五島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺谷評価調整官 では、次に、本日の議事と資料について確認を行います。

○五島課長補佐 本日の議事は「座長の選出・座長代理の指名」及び「その他」です。

本調査会は、ウェブ会議を併用して公開にて開催いたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。本日の議事次第、委員名簿、それから資料1から5は、議事次第に記載されているとおりです。これらの資料は事前に印刷したものをお手元に送付させていただきました。不足の資料等ございましたら事務局にお知らせください。

○寺谷評価調整官 よろしいでしょうか。特に何か問題等ありませんでしょうか。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、議事（1）「座長の選出・座長代理の指名」です。

先ほど御紹介しましたとおり、4月1日付で専門委員の改選がございましたので、本日はまず座長の選出を行いたいと思います。食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項に、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされてお

ります。皆様、いかがでございましょうか。御推薦等いただけますでしょうか。

○中西専門委員 よろしいでしょうか。

○寺谷評価調整官 お願いします。

○中西専門委員 石塚専門委員が適任だと思います。よろしくをお願いします。

○寺谷評価調整官 そのほかにまた何か御推薦等ありましたら御発言いただけますでしょうか。

ありがとうございます。ほかに特にないようでありましたら、今、石塚専門委員というお声がありましたが、いかがでしょうか。何かしらリアクションいただければと思います。

(同意の意思表示あり)

○寺谷評価調整官 ありがとうございます。皆さん、賛成の札を挙げていただいたり、うなずいていただいていますので、御賛同いただきましたので、ここで座長には石塚専門委員が互選されました。

石塚専門委員、座長をよろしくお願いいたします。一言御挨拶をお願いいたします。

○石塚座長 御指名をいただきました石塚でございます。

先生方には、引き続きこの調査会での多大なお力添えをいただくこととなりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○寺谷評価調整官 よろしくをお願いします。ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございます。座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。また、これ以降の議事の進行は石塚座長にお願いいたします。

○石塚座長 承知いたしました。では、議事の進行を引き継がせていただきます。

今、事務局から御説明いただきました座長代理なのですが、私といたしましては、前回も座長代理をお務めいただきました小川先生にお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(同意の意思表示あり)

○石塚座長 ありがとうございます。多くの先生に拍手とうなずきをいただきましたので、もしよろしければ、小川先生、御挨拶いただいてもよろしいでしょうか。

○小川座長代理 国立衛研病理部の小川でございます。

微力ですが、代理を務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石塚座長 よろしくをお願いします。

それでは、引き続きまして、議事の進行を進めたいと思います。お手元の議事次第の(2)の「その他」に進みたいと思いますが、こちらは事務局から何かございますか。

○寺谷評価調整官 本日は令和6年度、年度明けて最初の専門調査会となっておりますので、令和6年度食品安全委員会運営計画について御説明させていただきますでしょうか。もしよろ

しければ資料1を御覧ください。それでは、これに基づいて説明してまいります。

この資料1は、令和6年度食品安全委員会運営計画というものでございます。まず表紙をおめくりください。ここに目次がございます。目次は第1から第9までの章立てになっていて、これは昨年度から変わらないものでございます。全体の構成としては、第1、第2は総論的な書きぶりであり、第3以降が各論的な書きぶり、このような構成になっておりまして、これは去年と同じものとなっております。

では、1枚おめくりいただいて2ページを御覧ください。2ページ、第1、令和6年度における委員会の事業運営方針というものでございます。こちらには、この文章の一番下にありますように、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていくという書きぶりにしております。この旨、去年と同じものを書いておりますが、引き続き、私たちはこのような姿勢で臨んでいきたいと思っております。

ここからは少し、これまでのものと変更したところを中心に御説明してまいります。

この下、第2、委員会の運営全般を御覧ください。ここは(1)から(6)までに分かれているところですが、(5)と(6)は去年のものとは比べて変更があるところでございます。

(5) リスク管理機関との連携の確保。令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省庁連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保するとしております。このようにリスク管理機関との連携が大事であるということは何も変わらないのですが、今年4月に厚生労働省から食品衛生基準行政が消費者庁に移管されていますので、その旨が追記されています。

(6)を御覧ください。委員会におけるDXの取組についてです。こちらは前段に関しては去年と同じ書きぶりとなっておりますが、3ページを御覧ください。3ページの右側の2つ目の段落です。デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、実証調査を実施し課題の整理を行う。また、令和5年度に内閣府に導入されたガバメントソリューションサービスを活用した業務の効率化を推進する。この2つの書きぶりを追加しています。よりDXを前に進めていくに当たり、具体的な書きぶりが追加されているものです。

続きまして、第3を御覧ください。食品健康影響評価の実施です。1つ目の地の文には、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施、最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。これも昨年同様の書きぶりとしているところでございます。

この第3におきましては、ページの下、2を御覧ください。評価ガイドライン等の策定等に新しい書きぶりがあります。3ページ一番下の文章、本年度においては、養殖水産動物に係る薬剤耐性菌の評価の考え方等を反映するためという文章が追加されております。これは、家畜のみではなく養殖水産動物に適用する薬剤耐性菌の食品健康影響評価指針の改正を行う旨が書き加えられています。

また、次のパラグラフも変更されておりまして、こちらには何が書いてあるかということ、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針、それから(Q)SARを活用して変異原性を評価する場

合の手引き、このような文章は既にこれまでに作成されましたので、このこととともに、20周年シンポジウムにおける成果を踏まえて食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行う、このような書きぶりを追加しているところです。ここに書いてあることは、新しい評価技術と言われるものをこれから検討していくのだということがここに書き込められております。

4 ページ目の第4、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視です。これ以降、11ページまでは大きな変更、基本的な変更はございません。ただ、6 ページを御覧ください。真ん中の第6の上です。4、ロードマップの改正とあります。これは昨年度から同じような書きぶりをしていっていますが、ロードマップは研究調査を進めるための戦略的な文書でありまして、このロードマップの改正年に当たっていますので、このように改正を行うというような書き方にしています。改正後のロードマップにおいては、委員会が取り組まなければならない今後の長期的な課題を整理し、その課題解決に向け、研究事業及び調査事業を戦略的に実施していくための方針を示すものとするという書きぶりになっております。

ロードマップの改正におきましては、各専門調査会、こちらの動薬の専門調査会の先生方にも様々アンケートをしたりして、意見を募集いただきましたので、御協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

では、再びこの計画に戻りまして、しばらく同じものが続きますので、変更があるところまで行きますと、11ページの下、国際協調の推進でございます。ここも大きく書きぶりを変えているわけではないのですが、次のページを御覧ください。12ページ、2、海外の研究者等の招へいでございます。これは昨年までは、新型コロナウイルス感染症の状況を注視すること、海外からの専門家を招へいできない状況が続く場合にはウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施すること、このようなことが記載されていましたが、感染症法における新型コロナウイルス感染症の扱いが変更となったことから、こうした記述を削除しておりまして、現状にあるようにシンプルに、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。このような書きぶりとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、昨年度版からの変更を中心としまして、令和6年度食品安全委員会運営計画の説明をさせていただきました。

以上でございます。

○石塚座長 御説明をいただきましてどうもありがとうございます。

ただいまの御説明について何か御質問、確認事項等ございますか。

では、そのほか事務局から何かございますか。

○五島課長補佐 今般、評価指針等の改正がございましたので、事前にお送りしました資料2から4について簡単に説明させていただきます。お手元に資料を御準備ください。

まず、資料2でございます。こちらの資料は、評価指針等の一部改正についてでございます。

1 ページ目に主な改正概要を書いています。食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたため、評価指針等において「厚生労働省」と以前書かれていたところが「消費者庁」へ、また、「厚生労働大臣」とされていたところは「内閣総理大臣」に変更されておりますので、御留意いただきたいと思ひます。

続いて、資料3の説明をさせていただきます。資料3は、食品安全委員会における調査審議方法等についての一部改正についてです。今年1月16日付で改正をされまして、4月1日から施行になったものでございます。改正の概要は1ページ目に記載されております。

まず、改正概要の(1)を御覧いただければと思ひますが、特定企業との経済的利益関係に関する基準については、これまでは委員等御本人のこののみが規定されておりましたが、御家族についても規定が追加されました。また、(2)ですが、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業又は同業他社から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額ということで、これまでは合計額についての規定はなかったのですが、今回の改正で合計額が500万円を超える場合が新たに追加されております。

(3)については、確認書の署名に係る改正についてで、先生方には改正後の様式の確認書に記載いただき、資料4に確認書を添付しておりますが、資料4のとおり御提出いただいております。先ほど申し上げた改正事項を含めまして、引き続き、利益相反の御確認について御留意いただければと思ひます。

簡単ではありますが、資料の説明は以上でございます。

○石塚座長 御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明で何か御質問、確認事項はございますか。よろしいでしょうか。

では、その他、事務局から何かございますか。

○五島課長補佐 いいえ、ございません。

本日は、この後、非公開で第271回専門調査会を予定しております。少々中途半端ですが、大体5分後の14時23分頃から始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○石塚座長 ありがとうございます。

それでは、これで第270回「動物用医薬品専門調査会」の議事は全て終了したということで、閉会したいと思います。再開は14時23分からです。よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。